

第 24 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 12 月 11 日（金） 9 時 33 分～9 時 56 分

2. 開催場所 平川市生涯学習センター 2 階 多目的ホール

3. 出席農業委員 (19 名)

1 番委員	今 井 文 雄	2 番委員	工 藤 正	3 番委員	柴 田 博 明
4 番委員	今 井 龍 美	5 番委員	小田桐 志賀子	6 番委員	花 田 良 造
7 番委員	三 浦 勝 志	8 番委員	山 口 知 治	9 番委員	齋 藤 久 嗣
10 番委員	三 浦 良 孝	11 番委員	桑 田 久 毅	12 番委員	古 川 榮
13 番委員	小山内 知 寛	14 番委員	丹 代 純 嗣	15 番委員	福 士 弘
16 番委員	葛 西 雅 博	17 番委員	齋 藤 美也子	18 番委員	對 馬 忠 法
19 番委員	大 川 哲 彌				

4. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (7 名)

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-2	今 井 三 男	平賀-3	七 戸 茂 春
平賀-4	工 藤 勉	平賀-5	欠	尾上-1	小 野 良
尾上-2	葛 西 均	碓ヶ関	平 山 純 一		

5. 欠席農地利用最適化推進委員【調査員】 (1 名)

平賀-5	谷 川 信 秀				
------	---------	--	--	--	--

6. 出席事務局職員 (5 名)

事務局長	小 野 生 子	碓ヶ関支局長補佐	福 士 鉄 也	主査	谷 川 智 也
主事	佐 藤 千 尋	専門員	佐 藤 千代彦		

7. 議事日程等

第 1 開 会

第 2 会期の決定

第 3 議事録署名者の指名

第 4 書記の指名

第 5 上程議案

議案第 77 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 78 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 79 号 令和 2 年度平川市農作業標準賃金について

議案第 80 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか

否かの判断について

- 報告第 62 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 報告第 63 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 64 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について
- 報告第 65 号 農地法第 52 条の規定に基づく賃借料情報の提供について
- 報告第 66 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について

第 6 閉 会

8. 会議の概要

- ・会長あいさつ (省 略)
- ・農業委員会憲章
唱和（委員全員） (省 略)
- ・表彰伝達

[開会 9 時 33 分]

議長
(今井 龍美)

これより、第 24 回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、19 名中 19 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
また、農地利用最適化推進委員の出席を求めました。
次に、会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議事録署名者を決定したいと思います。議長より指名するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
10 番三浦委員、11 番桑田委員の両名にお願いいたします。
議案説明のため、小野事務局長、福士碓ヶ関支局長補佐、谷川主査、
佐藤主事、佐藤専門員の出席を求めました。
書記には、佐藤専門員を採用いたします。
それでは、議案審議に入ります。
本日の議案は、お手元に配布してある議案第 77 号から議案第 80 号

まで4件、ほかに報告が5件でございます。

議案審議に入る前にお伝えします。

今回も新型コロナウイルス感染症対策として、現地調査の報告ならびに補足説明を省略し、担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

それでは、議案第77号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤主事

1ページをご覧ください。

議案第77号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添1、農地法第3条調査書も合わせてご覧ください。

それでは、2ページをご覧ください。

所有権移転については、整理番号124番、125番は、親族間の贈与、126番は、経営拡大によるものです。

売買価格は、

整理番号126番 総額 30,000円 10アール当たり 212,766円

となっています。

今回の件数は3件、面積3,413㎡で、田2筆526㎡、畑5筆2,887㎡となっています。

次に、3ページ、賃貸借権設定については、整理番号204番は、新規就農、205番から212番は、経営拡大、213番から221番は、農業経営基盤強化促進法から3条への再設定によるものです。

今回の件数は18件、面積127,426㎡で、田37筆96,634㎡、畑17筆30,792㎡となっています。

今回、申請のあった案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

所有権移転の整理番号124番、125番については、親族間の移動のため、現地調査を省略いたしました。

現地調査を担当した委員の方で、疑問点等がある方がいましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、所有権移転の整理番号126番、賃貸借権設定の整理番号

211 番、212 番を除き、議案第 77 号について、質疑、ご意見を求めます。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、所有権移転の整理番号 126 番、賃貸借権設定の整理番号 211 番、212 番を除き、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、所有権移転の整理番号 126 番、賃貸借権設定の整理番号 211 番、212 番につきましては、6 番花田委員、18 番對馬委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限の規定に準じ、まず、6 番花田委員に退席を求めます。

(6 番花田委員 退席)

議長

それでは、所有権移転の整理番号 126 番について、質疑、ご意見を求めます。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、所有権移転の整理番号 126 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

6 番花田委員の入室を許可します。

(6 番花田委員 入室)

議長

次に、18 番對馬委員に退席を求めます。

(18 番對馬委員 退席)

疑問点等がありましたらお願いします。

8 番山口委員

特にありません。

9 番齋藤委員

特にありません。

議長

それでは、議案第 78 号について、質疑、ご意見を求めます。
ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 78 号を、原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 79 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤主事

12 ページをご覧ください。

議案第 79 号、令和 3 年平川市農作業標準賃金について、このこと
について、別紙のとおり決定したいので審議を求めるものです。

13 ページ及びお配りした別添 3 も併せてご覧ください。

令和 3 年農作業標準賃金・料金表(案)の、臨時雇用労賃及び請負料
金について、先般 11 月 26 日に今井会長、山口代理、事務局の 3 者で
協議をした結果、「1. 臨時雇用労賃」については、本県における最低
賃金の改正により前年比 3 円増の「1 時間当たり 793 円」となったこと
から、これを 1 日 8 時間として換算し「6,344 円」、更に 100 円未満を
切り上げて求めた額「6,400 円」が望ましいと考えます。

なお、中段の「果樹のせん定」については、昨年額へ今回の最低
賃金増加比 100.38%を乗じた額、8,600 円～10,700 円といたしました。

これらはいずれも昨年度と変更なしとなっております。

また、下段のオペレーターについては、市内の農業団体 5 者へ調査
したところ、1 者が 1,225 円、1 者が 1,083 円、その他は未決定という
調査結果であったことから、両者の平均額 1,100 円を改定額として設
定することが望ましいと考えます。

こちらは平成 23 年策定時以来の変更となります。

また、「2. 請負料金(オペレーター付き)」については、一昨年策定
の際、過去 10 年間料金が据え置かれてきたことや、燃料費の高騰を理

由に、当時の最低賃金前年比 103.25%を乗じ大幅な増額を行っております。

また、本年 11 月に市内農業団体を対象に行った調査結果を御覧いただき、これまでの低水準を維持していることなどから、現行額のまま据え置くことが望ましいと考えます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 79 号について、質疑、ご意見を求めます。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 79 号を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 79 号を原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 80 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

14 ページをご覧ください。

議案第 80 号は、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について、耕作放棄地全体調査等により把握された別紙の農地について、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて審議を求めるものです。

15 ページをご覧ください。

こちら 3 筆は、去る 10 月 19 日に土地所有者より原野と化している農地があり、非農地とならないかとの問い合わせがありました。

同日事務局にて現地確認したところ、非農地と判断したものです。

16 ページでは、地域別の集計を表しています。

平賀地域が 3 筆で 4,406 平方メートルであります。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 80 号について、質疑、ご意見を求めます。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、議案第 80 号を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、議案第 80 号を原案のとおり決定いたします。次に、報告 5 件を一括して、事務局に説明を求めます。

佐藤主事 17 ページをご覧ください。

報告第 62 号は、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、農地法施行規則第 21 条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。

18 ページをご覧ください。

令和 2 年 9 月から 11 月までの 3 か月間の相続の届出件数は 13 件で、面積は 77,635 平方メートル、田 21 筆、畑 39 筆となっています。

19 ページをご覧ください。

報告第 63 号は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

20 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、整理番号 84 番は、借受人の都合により解約するものです。

今回の件数は 1 件、面積 760 平方メートルで、地目は田です。

谷川主査 21 ページをご覧ください。

報告第 64 号は、市街化区域内の農地の転用届出の受理について、農地法施行令第 3 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので、報告するものです。

22 ページをご覧ください。

整理番号 26 番は、23 ページのとおり、届出地は金田小学校から南東へ約 1.3 キロメートルに位置する農地です。

土地利用計画は 24 ページのとおりで、転用目的は、普通住宅建築です。

隣接する 117-3 及び 118-4 にある住宅を取り壊し、今回の届出地である 119-1 に新たに建築するものです。

整理番号 27 番は、25 ページのとおり、届出地は平川市役所から南西へ約 200 メートルに位置する農地です。

土地利用計画は 26 ページのとおりで、転用目的は、店舗建築です。
25 年の賃借権設定であります。

今回の届出件数は 2 件で、面積 3,966 平方メートル、田 2 筆 3,295 平方メートル、畑 1 筆 671 平方メートルとなっています。

佐藤主事

27 ページをご覧ください。

報告第 65 号は、農地法第 52 条の規定に基づく賃借料情報の提供について、平成 31 年 1 月から令和 2 年 11 月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a 当たり）は、別紙のとおりとなっているので報告するものです。

28 ページ及びお配りした別添 3 も併せてご覧ください。

今回報告する賃借料情報は平成 31 年 1 月から令和 2 年 11 月までの 23 か月間に賃貸借権設定を行った案件を集計した結果で、平均額、最高額、最低額、データ数で表記しています。

なお、物納換算額に関しては、中段の「注 2」に示しているとおりで、こちらは先般 11 月 26 日に、会長、会長職務代理、事務局 3 者において協議したものです。

また、「注 2」の冒頭に示されているとおり、「田」の部については、近年の米価の変動を踏まえ、現状に即した賃借料情報の提供をするため、賃借料情報は「物納」を基準として、下記のとおり、平賀・尾上地域の圃場整備済の田においては、10a 当たりの参考対価は「玄米 1 俵」、「現金換算額を 11,400 円」とし、JA1 等米まっしぐらの概算金と同等額といたしました。

また、碓ヶ関地域や平賀地域の山間地の田においては、上記地域の 8 割を目安といたしまして、10a 当たりの参考対価は「玄米 0.8 俵」、「現金換算額を 9,200 円」とすることを報告いたします。

谷川主査

29 ページをご覧ください。

報告第 66 号は、農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について、別紙のとおり農地改良届出書を受理したので報告するものです。

30 ページをご覧ください。

整理番号 10 番は、31 ページのとおり、届出地は、尾上総合高校から北西へ約 170 メートルに位置する農地です。

32 ページのとおりで、盛土後はかぼちゃ等を作付するそうです。

整理番号 11 番は、33 ページのとおり、届出地は、柏木小学校から南に約 580 メートルに位置する農地です。

34 ページのとおりで、盛土後はりんごを作付するそうです。

今回の届出件数は 2 件で、面積 7,808 平方メートル、田 7 筆 4,705 平方メートル、畑 3 筆 3,103 平方メートルです。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上で、本日の議案審議は全て終了しました。

よって、第24回総会を閉会いたします。

[閉会 9時56分]